

ご利用の手引き

～茨城県虐待対応専門職チームを利用される市町村及び関係機関・団体の皆様へ～

第1 茨城県虐待対応専門職チームの実施主体・目的

- 1 茨城県虐待対応専門職チーム（以下「チーム」といいます。）は、茨城県弁護士会と一般社団法人茨城県社会福祉士会が茨城県から一部委託を受けて共同で始めた事業です。
- 2 チームの目的は、弁護士と社会福祉士とが連携して、市町村及び関係機関・団体の皆様に対して、虐待対応に関する専門的な知識やノウハウ等を助言することにより、市町村等の虐待対応に協力し、もって県民等の人権を擁護することです。

第2 チームの業務について

チームは、両会の虐待対応に詳しい会員によって構成しており、次の業務を行います。

- 1 市町村が虐待対応を行う上での相談に応じます。
- 2 市町村が主催する事例検討会、ケース会議等へチーム員（弁護士・社会福祉士）を派遣し、専門的な立場から助言します。
- 3 虐待対応に係る研修に講師を派遣します。
- 4 市町村の虐待対応職員に向けた研修会を開催します。

第3 相談及び派遣申込方法及びその後の流れについて

- 1 チームの受付窓口は、以下のとおりです。虐待対応にかかる相談も以下にお寄せください。

【受付時間 平日（土日祭日、振替休日、年末年始を除く）午前10時～午後3時】

〒310-0851 水戸市千波町1918番地茨城県総合福祉会館5階
茨城県社会福祉士会事務局
MAIL : csw-iba@ibaraki.email.ne.jp
TEL : 029-244-9030 FAX : 029-244-9052

- 2 チーム派遣の申し込みは、別紙様式「茨城県虐待対応専門職チーム相談概要票」に必要事項を記入し、当該個別案件の内容が分かる資料等を添えて、メール又はFAXで下記受付窓口までお送りください。確認のために、送付後、必ずお電話をお願いします。
- 3 派遣申し込みがあり次第、対応する会員2名（研修講師の場合は必要人数）を選任し、お知らせいたします。
- 4 派遣するチーム員に対する報酬・交通費については、お手数ですが源泉徴収のうえ、会員の指定する口座に直接お振込みください。
(1) 事例検討会等への派遣費用は令和2年度より県の委託費から支払われるので市町村における負担金はありません。（ただし、1事例につき1回まで）

(2) 研修講師の派遣 1 名につき 10,000 円 (1 時間あたり)

第 4 守秘義務及び個人情報の保護について

- 1 チームは業務上知り得た秘密を他に漏らすことはいたしません。
- 2 チームは、個人情報の取扱いについては、個人の権利利益を侵害することのないよう、適正に取扱います。

第 5 不明な点について

- 1 チームのご利用に際しては、「『茨城県虐待対応専門職チーム』事業実施要綱」をご参照ください。
- 2 このほか、不明な点がございましたら、お気軽に前記第 3 の 2 の受付窓口までお問い合わせください。